

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成30年3月13日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 3件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700377号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700210号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成24年12月10日、平成25年7月10日及び平成25年12月10日は80万円、平成26年7月10日及び平成26年12月10日は90万円に訂正することが必要である。

平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月10日
② 平成25年7月10日
③ 平成25年12月10日
④ 平成26年7月10日
⑤ 平成26年12月10日

請求期間①から⑤までについて、A事業所から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、A事業所から提出された当該期間に係る賃金台帳により、請求者は当該期間に同事業所から賞与(請求期間①、②及び③は80万円、請求期間④及び⑤は90万円)を支給され、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により確

認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①、②及び③は 80 万円、請求期間④及び⑤は 90 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑤までの請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700378号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700211号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額を平成21年12月10日は49万円、平成22年12月10日は50万3,000円、平成23年7月8日は57万3,000円、平成23年12月9日は51万4,000円、平成24年7月10日は57万9,000円、平成24年12月10日は52万8,000円、平成25年7月10日は57万3,000円、平成25年12月10日は53万9,000円、平成26年7月10日は61万6,000円、平成26年12月10日は54万9,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月10日、平成22年12月10日、平成23年7月8日、平成23年12月9日、平成24年7月10日、平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月10日、平成22年12月10日、平成23年7月8日、平成23年12月9日、平成24年7月10日、平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月10日
② 平成22年12月10日
③ 平成23年7月8日
④ 平成23年12月9日
⑤ 平成24年7月10日
⑥ 平成24年12月10日
⑦ 平成25年7月10日
⑧ 平成25年12月10日
⑨ 平成26年7月10日

⑩ 平成 26 年 12 月 10 日

請求期間①から⑩までについて、A事業所から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑩までについて、A事業所から提出された当該期間に係る賃金台帳により、請求者は当該期間に同事業所から賞与（請求期間①は 49 万 200 円、請求期間②は 50 万 3,500 円、請求期間③は 57 万 3,436 円、請求期間④は 51 万 4,900 円、請求期間⑤は 57 万 9,349 円、請求期間⑥は 52 万 8,200 円、請求期間⑦は 57 万 3,680 円、請求期間⑧は 53 万 9,600 円、請求期間⑨は 61 万 6,148 円、請求期間⑩は 54 万 9,100 円）を支給され、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 49 万円、請求期間②は 50 万 3,000 円、請求期間③は 57 万 3,000 円、請求期間④は 51 万 4,000 円、請求期間⑤は 57 万 9,000 円、請求期間⑥は 52 万 8,000 円、請求期間⑦は 57 万 3,000 円、請求期間⑧は 53 万 9,000 円、請求期間⑨は 61 万 6,000 円、請求期間⑩は 54 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までの請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700379号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700212号

第1 結論

請求者のA事業所における平成21年12月10日、平成22年12月10日、平成23年7月8日、平成23年12月9日、平成24年7月10日、平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成21年12月10日、平成22年12月10日、平成23年7月8日、平成23年12月9日、平成24年7月10日、平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月10日、平成22年12月10日、平成23年7月8日、平成23年12月9日、平成24年7月10日、平成24年12月10日、平成25年7月10日、平成25年12月10日、平成26年7月10日及び平成26年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月10日
② 平成22年12月10日
③ 平成23年7月8日
④ 平成23年12月9日
⑤ 平成24年7月10日
⑥ 平成24年12月10日
⑦ 平成25年7月10日
⑧ 平成25年12月10日
⑨ 平成26年7月10日
⑩ 平成26年12月10日

請求期間①から⑩までについて、A事業所から賞与が支給されていたが、厚

生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっている。賞与から保険料が控除されていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑩までについて、A 事業所から提出された当該期間に係る賃金台帳により、請求者は当該期間に同事業所から賞与（請求期間①は 200 万円、請求期間②は 240 万円、請求期間③から⑥までは 200 万円、請求期間⑦から⑩までは 230 万円）を支給され、標準賞与額の上限額である 150 万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、上述の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑩までの請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700380号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700213号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和54年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月10日

請求期間について、A事業所から賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A事業所は、当該期間の賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出したこと、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、A事業所から提出された請求者の平成26年分賃金台帳によると、請求期間において、請求者は、同事業所から26万9,800円の賞与を支給されているものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、請求者の請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。